

2019年9月12日

(一社) 日本旅行業協会
法務・コンプライアンス室

「国内募集型 I I T 約款」の設定等について

1. 趣旨

ANA・JALの「個人包括旅行運賃」の導入（予定）に伴い、JATA・ANTAは、これに対する旅行業約款案（通称「国内募集型 I I T 約款」）を作成した。この約款の使用を希望する旅行業者は、今後、登録行政庁に対して認可申請を行うこととなる。

【個人包括旅行運賃（以下「新 I I T 運賃」）の概要】（2020年4月から導入予定）

- ・空席に連動して運賃額が変動する。
- ・発券時期や取消手数料の早期化（発券期限：予約日+2日以内、取消手数料：355（330）日前から国内線全路線一律に設定）
- ・現行 I I T 運賃（個人包括旅行割引運賃）も2年間併存予定

2. 問題点と対応

- ①航空運賃の変動：「旅行代金」を表示した募集広告の作成が困難になる。
→旅行代金の表示の無い「告知広告」で対応。告知広告には「旅行代金の目安額」を表示し、お客様からの問い合わせの都度「取引条件説明書面」を交付する。
- ②取消手数料等の早期化：標準旅行業約款の取消料規定では対応できない。
→「国内募集型 I I T 約款」の個別認可を受けて対応する。

3. 国内募集型 I I T 約款を活用する場合の留意点

(1) 「告知広告」への表示

- ・募集広告には8つの事項の表示義務があり、「旅行代金」もそのうちのひとつ（旅行業法第12条の7、契約規則第13条）。旅行代金の表示が出来ないので「告知広告」と表現。
- ・「旅行代金」に代わり「旅行代金の目安額」を表示（任意）。併せて、告知広告のみでは旅行の申し込みを受けないこと、お問い合わせの都度「取引条件説明書面」にて案内すること、等を表示することとする。

(2) 「取引条件説明書面」における「取消料」に関する表示

- ・新 I I T 運賃を利用する旅行であること、航空券取消料等（取消手数料）が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは航空券取消料等を合計額の範囲内の金額を取消料の額とすること、航空会社の航空券取消条件を確認する方法（WEBページのURL）、等を記載することとする。

4. 説明会の実施

東京 10月17日（木）14：00～（全日通霞が関ビル）

大阪 11月21日（木） 同上 （エル・おおさか）

那覇 12月9日（月） 同上 （沖縄県青年会館）

* 問い合わせ先 : 法務・コンプライアンス室 03-3592-1327

以上